

意見書案第2号

プラスチックごみによる深刻化する海洋汚染に  
実効性のある対策を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成31年3月19日

逗子市議会議長 高野 毅 殿

逗子市議会議員	加藤 秀子	
同	田中 英一郎	
同	中西 直美	
同	岩室 年治	
同	匂坂 祐二	
同	松本 寛	
同	眞下 政次	
同	八木野 太郎	

(別紙)

プラスチックごみによる深刻化する海洋汚染に  
実効性のある対策を求める意見書

近年、プラスチックごみによる海洋汚染が深刻化している。中でもレジ袋やペットボトルなどのプラスチック製の容器包装が細かく砕け海に流出し、劣化や波によって5ミリ以下のプラスチック粒子となったマイクロプラスチックはポリ塩化ビフェニルなど有害物質を吸着する性質を持っており、海洋生物が飲み込むと体内に蓄積されるため生態系への悪影響が懸念されている。

マイクロプラスチックは分解されにくく微小であるため回収できないことから、陸上の段階でのプラスチックの管理の徹底と3Rの着実な取組が求められる。

平成30年6月9日にカナダで開催されたG7シャルルボワ・サミットにおいて、海のプラスチック量を減らすため、2030年までに全てのプラスチック製品を再利用若しくはリサイクル可能なものにし、不必要な使い捨てプラスチック使用を大幅削減、代替品も環境への影響を考慮することなどを盛りこんだ、自国でのプラスチック規制強化を進めるための海洋プラスチック憲章が取りまとめられた。

海とのつながりが深い逗子市においてプラスチックごみが自然環境に与える影響は決して看過できない問題である。

プラスチックごみの対策が世界共通の課題となる中、周囲を海に囲まれ、海洋汚染の影響を受けやすい日本こそ議論をリードすべきである。

よって、逗子市議会は国に対し、次のことを強く要望する。

- 1 海洋プラスチック憲章への署名
- 2 マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量と分布を把握するための調査を推進すること
- 3 2030年までにマイクロプラスチック削減へ法的規制を検討すること
- 4 地方公共団体が機動的に活用できる財源措置を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

逗子市議会